

○国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 541 号・保発 0414 第 10 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後（案）	改正前
<p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方</p> <p>3. 本ガイダンスの対象となる事業者</p> <p>本ガイダンスが対象としている事業者は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会である。</p> <p>なお、レセプトの入力・点検業務、<u>資格確認書</u>の作成、医療費通知書の作成など、国保連合会等から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイダンスのⅢ 5. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う国保連合会等は、業務の委託に当たり、本ガイダンスの趣旨を理解し、本ガイダンスに沿った対応を行う事業者を委託先として選定し、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。併せて委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方</p> <p>3. 本ガイダンスの対象となる事業者</p> <p>本ガイダンスが対象としている事業者は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会である。</p> <p>なお、レセプトの入力・点検業務、<u>被保険者証</u>の作成、医療費通知書の作成など、国保連合会等から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイダンスのⅢ 5. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う国保連合会等は、業務の委託に当たり、本ガイダンスの趣旨を理解し、本ガイダンスに沿った対応を行う事業者を委託先として選定し、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。併せて委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>II 用語の定義</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p>	<p>II 用語の定義</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>

法第二条

[同左]

令第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一～二 (略)

三 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

四 国民年金法（昭和34年法律第141号）第十四条に規定する基礎年金番号

五～六 (略)

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

八 介護保険法（平成9年法律第123号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第二条第五項に規定する個人番号

十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

法第二条

[同左]

令第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一～二 (略)

三 国民年金法（昭和34年法律第141号）第十四条に規定する基礎年金番号

四～五 (略)

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

<p>規則第三条 <u>令第一条第八号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u></p> <p>規則第四条 <u>令第一条第十号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号</p> <p>二～九（略）</p>	<p>規則第三条 <u>令第一条第七号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 <u>令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>二 <u>令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>三 <u>令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u></p> <p>規則第四条 <u>令第一条第八号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号</p> <p>二～九（略）</p>
<p>Ⅲ 国保連合会等の義務等</p> <p>5. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第23条～第25条）</p>	<p>Ⅲ 国保連合会等の義務等</p> <p>5. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第23条～第25条）</p>
<p>[略]</p> <p>(1) 国保連合会等が講ずるべき安全管理措置等</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 国保連合会等が講ずるべき安全管理措置等</p>

<p>[略]</p> <p>(2) 安全管理措置として考えられる事項</p> <p>[略]</p> <p>(3) 業務を委託する場合の取扱い</p> <p>①委託先の監督</p> <p>国保連合会等は、保険者事務共同電算処理等（資格確認書の作成、医療費通知書の作成等）において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である国保連合会等が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなども含まれる。</p> <p>また、業務が再委託された場合で、再委託先が不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、国保連合会等や再委託した事業者が責めを負うこともあり得る。</p> <p>② [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>9. 第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）</p>	<p>[同左]</p> <p>(2) 安全管理措置として考えられる事項</p> <p>[同左]</p> <p>(3) 業務を委託する場合の取扱い</p> <p>①委託先の監督</p> <p>国保連合会等は、保険者事務共同電算処理等（被保険者証の作成、医療費通知書の作成等）において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である国保連合会等が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなども含まれる。</p> <p>また、業務が再委託された場合で、再委託先が不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、国保連合会等や再委託した事業者が責めを負うこともあり得る。</p> <p>② [同左]</p> <p>(4) [同左]</p> <p>9. 第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）</p>
<p>[略]</p> <p>(1) 記録義務が適用されない場合</p> <p>以下の場合には記録義務が適用されない。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③法第27条第5項各号に該当する場合（Ⅲ7.（4）参照）</p> <p>「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、記録義</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 記録義務が適用されない場合</p> <p>以下の場合には記録義務が適用されない。</p> <p>①・② [同左]</p> <p>③法第27条第5項各号に該当する場合（Ⅲ7.（4）参照）</p> <p>「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、記録義</p>

<p>務は適用されない。</p> <p>1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（法第27条第5項第1号関係）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータの電算処理のための入力、画像取込み処理の委託 ・磁気レセプトの保管委託 ・レセプトの資格リストの作成委託 ・レセプトの縦覧点検リストの作成委託 ・高額療養費、高額医療費対象世帯（者）リストの作成委託 ・医療費通知の作成委託 ・資格確認書の作成 ・保険者事業年報の作成委託 ・退職者医療受給権者リストの作成委託 ・保健事業関連資料のデータ作成委託（多受診者、長期入院者、疾病別統計等） ・医療費分析資料のデータ作成委託 <p>2)・3) [略]</p> <p>④・⑤ [略]</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(2) 記録義務の適用 [略]</p> <p>IV ガイダンスの見直し等</p> <p>別表2 国保連合会等の通常の業務で想定される主な利用目的（例）</p>	<p>務は適用されない。</p> <p>1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（法第27条第5項第1号関係）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータの電算処理のための入力、画像取込み処理の委託 ・磁気レセプトの保管委託 ・レセプトの資格リストの作成委託 ・レセプトの縦覧点検リストの作成委託 ・高額療養費、高額医療費対象世帯（者）リストの作成委託 ・医療費通知の作成委託 ・被保険者証の作成委託 ・保険者事業年報の作成 ・退職者医療受給権者リストの作成委託 ・保健事業関連資料のデータ作成委託（多受診者、長期入院者、疾病別統計等） ・医療費分析資料のデータ作成委託 <p>2)・3) [略]</p> <p>④・⑤ [略]</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(2) 記録義務の適用 [略]</p> <p>IV ガイダンスの見直し等</p> <p>別表2 国保連合会等の通常の業務で想定される主な利用目的（例）</p>
<p>1. 医療保険の審査・支払に必要な利用目的 [略]</p>	<p>1. 医療保険の審査・支払に必要な利用目的 [略]</p>

2. 保険者事務の共同処理に必要な利用目的

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトの資格リストの作成委託
- ・レセプトの縦覧点検リストの作成委託
- ・高額療養費、高額医療費対象世帯（者）リストの作成委託
- ・医療費通知の作成委託
- ・資格確認書の作成委託
- ・保険者事業年報の作成委託
- ・退職者医療受給権者リストの作成委託
- ・第三者求償事務（損保会社等へのレセプトのコピーの提出）

3.～6. [略]

2. 保険者事務の共同処理に必要な利用目的

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトの資格リストの作成委託
- ・レセプトの縦覧点検リストの作成委託
- ・高額療養費、高額医療費対象世帯（者）リストの作成委託
- ・医療費通知の作成委託
- ・被保険者証の作成委託
- ・保険者事業年報の作成委託
- ・退職者医療受給権者リストの作成委託
- ・第三者求償事務（損保会社等へのレセプトのコピーの提出）

3.～6. [略]